

○ 業績目標 1-2-2: デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

手続や業務のデジタル化により、業務の効率化・高度化を図っていくためには、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を不断に見直していくことが重要です。

国税庁では、国税総合管理（K S K）システムの刷新に取り組んでおり、書面中心からデータ中心の事務処理への移行を進めています。これを踏まえ、従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務について、専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」（以下「センター化」といいます。）を推進し、効率化された事務量を生かして納税者サービスの充実や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を図るための組織内のインフラ整備に取り組みます。

また、税務調査等の際の納税者による追加資料の提出や、国税当局から金融機関に対する預貯金等情報の照会などについて、オンライン化を推進し、官民双方の業務効率化を図ります。

このほか、データの活用により課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指します。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-2-1: 内部事務のセンター化の推進

業1-2-2-2: 照会等のオンライン化の推進

業1-2-2-3: データ活用等による税務執行の効率化・高度化等

関連する内閣の基本方針等

○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）

業績目標 1-2-2 についての評価結果

業績目標についての評定 **A 相当程度進展あり**

評定の理由

施策「業1-2-2-1」から「業1-2-2-3」までの評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

実績の分析

（必要性・有効性・効率性等）

センター化の取組については、令和8事務年度における全税務署（524署）を対象としたセンター化の実施に向けて、業務センター室（用語集参照）の対象署が219署から291署に拡大するなど、着実に進展しました。また、センター化に伴い、事務の簡素化・標準化といったBPR（業務改革）にも積極的に取り組みました。

預貯金情報の照会や税務調査等で必要な資料の提出についてオンライン化を図ることは、各種業務のデジタル化を図っていく上で重要であり有効です。令和6事務年度は、オンライン照会可能な金融機関を拡大するとともに、金融機関以外の民間事業者に対して、オンライン照会の周知及びその利用促進に取り組みました。

データ活用等による税務執行の効率化・高度化のための取組として、データ分析等を調査事務や徴収事務に取り入れて、効果的な税務調査や滞納整理につなげる取組を更に推進しました。また、データリテラシーのレベルに応じた研修を着実に実施したことに加え、ICTに関する素養を備えた人材の採用に向けて、国税専門官採用試験における「理工・デジタル

	系」の試験区分で令和7年4月には44名を採用するなど、人材育成等にも積極的に取り組みました。 引き続き業務の効率化・高度化のため、これらの取組を拡大することが重要です。
施策 業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進	
取組内容	国税庁では、令和3年7月から国税局の組織として「業務センター室」を設置し、一部の税務署を対象としたセンター化を実施しています。 センター化は、申告書の入力や審査等の内部事務について、効率化・高度化を図るとともに、効率化された事務量を生かして納税者サービスの充実や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指す取組です。 今後、令和8事務年度における全税務署を対象としたセンター化の実施に向けて、段階的に対象となる税務署を拡大し、その円滑な定着に向けて着実に取り組みます。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-2-1-B-1：内部事務のセンター化の状況	
（令和6事務年度目標） 一部の税務署を対象として「内部事務のセンター化」を実施し、内部事務を効率的に集約処理します。	
（目標の設定の根拠） デジタル化を前提に業務の在り方の見直しを行い、内部事務の効率化を実現することが重要であることから、目標として設定しています。	
○参考指標1「内部事務のセンター化の対象となる税務署数」 ○参考指標2「業務センター室における申告書（所得税・消費税（個人））の入力件数及び処理件数割合」 ○参考指標3「業務センター室における申告書（相続税）の入力件数及び処理件数割合」 ○参考指標4「業務センター室における申告書（法人税・消費税（法人））の入力件数及び処理件数割合」 ○参考指標5「業務センター室における無申告行政指導（所得税）の件数」 ○参考指標6「業務センター室における無申告行政指導（相続税）の件数」 ○参考指標7「業務センター室における無申告行政指導（法人税・消費税（法人））の件数」	
目標の達成度 ○	
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） センターの対象署が219署から291署に拡大しました。また、センター化に伴い、事務の簡素化・標準化といったBPR（業務改革）にも積極的に取り組みました。 （目標の達成度の判定理由） センター化の取組については、全署を対象としたセンター化に向け、対象署が219署から291署に拡大するなど、着実に進展しています。また、センター化に伴い、これまで実施してきた事務について、必要性の乏しい事務を削減する簡素化や、各税目で類似する事務処理の標準化といったBPR（業務改革）にも積極的に取り組みました。 このような対象署の拡大やBPRの推進によって、内部事務を効率的に処理したことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価 a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も全税務署を対象としたセンター化の実施に向けて取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

業 1－2－2－1に係る参考情報

参考指標 1：内部事務のセンター化の対象となる税務署数 (単位：署)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
対象税務署数	92	128	219	291

(出所) 長官官房企画課調

参考指標 2：業務センター室における申告書（所得税・消費税（個人））の入力件数及び処理件数割合

(単位：千件、%)

事務年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度
所得税	入力件数	4,420	5,903	10,212	13,356
	処理割合	17.1	22.6	38.5	49.8
消費税 (個人)	入力件数	246	306	899	1,284
	処理割合	18.1	23.6	38.9	51.2

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和6年度は暫定値です。

参考指標 3：業務センター室における申告書（相続税）の入力件数及び処理件数割合

(単位：千件、%)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
入力件数	33	49	90	122
処理割合	16.6	22.6	38.7	49.4

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和6年度は暫定値です。

参考指標 4：業務センター室における申告書（法人税・消費税（法人））の入力件数及び処理件数割合

(単位：千件、%)

事務年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度
法人税	入力件数	863	1,103	1,776	1,985
	処理割合	21.0	26.4	42.5	55.0
消費税 (法人)	入力件数	458	582	1,006	1,448
	処理割合	20.7	26.4	42.5	55.2

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和6年度は暫定値です。

参考指標 5：業務センター室における無申告行政指導（所得税）の件数

(単位：件)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
無申告行政指導件数	9,569	20,339	21,683	19,241

(出所) 長官官房企画課調

参考指標 6：業務センター室における無申告行政指導（相続税）の件数

（単位：件）

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
無申告行政指導件数	6,438	6,004	6,238	9,553

（出所）長官官房企画課調

参考指標 7：業務センター室における無申告行政指導（法人税・消費税（法人））の件数

（単位：件）

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
無申告行政指導件数	29,164	36,019	41,273	47,550

（出所）長官官房企画課調

施策 業 1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進						
取組内容	申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金等情報の照会を行うことや、納税者に対して資料の提出を求めることがあります。					
	金融機関に対しては、令和 3 年 10 月からセキュリティが確保された専用のネットワークを利用して、一部の機関に対する照会をオンラインで実施しているほか、納税者からの資料提出については、令和 4 年 1 月から e-Tax を利用してオンラインで行うことが可能となっています。					
	官民双方の更なる業務効率化を図る観点から、オンラインによる照会等の推進に取り組みます。					
	また、官公庁間の照会や情報連携についても、書面等で行われている手続きを見直し、オンラインで連携する仕組みを整備の上、行政事務の効率化を図ります。					
	○参考指標 1 「オンラインによる預貯金等照会件数」					
	○参考指標 2 「オンラインによる預貯金等照会において回答までに要した日数（平均）」					
定量的な測定指標						
業1-2-2-2-A-1：オンライン照会可能な金融機関数 (単位：機関)	会計年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	—	—	50	100	250
	実績値	—	37	61	211	431
(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調 (注) 各会計年度末現在の状況です。						
(目標値の設定の根拠) 金融機関に対する預貯金等情報の照会業務のオンライン化を図ることは、官民双方の業務効率化の観点から重要であるため、「オンライン照会可能な金融機関数」を指標として設定しています。 目標値は、過去の実績値を踏まえ、250機関としました。						
目標の達成度		○				
目標の達成度の判定理由	金融機関にオンライン照会の導入を勧奨する上で重要となるのが、多くの行政機関がオンライン照会を導入して、書面での照会を削減し、データベースで照会・回答業務をやりとりすることです。					
	このため、局署の職員に対して、オンライン照会可能な金融機関を広く周知することや積極的に活用するよう指導を行うことにより、国税当局のオンライン照会利用件数が増加したほか、オンライン照会が未導入の行政機関に対して、国税当局の取組や事務の効率化について説明し、利用勧奨を実施したことで、行政機関におけるオンライン照会の導入が促進されました。					
	また、金融機関以外の民間事業者に対して、オンライン照会の周知及びその利用促進に努めました。					
	こうした取組の結果、オンライン照会可能な金融機関数の実績値が目標値を上回ったこと					

	とから、達成度は「○」としました。 今後も、金融機関のニーズ等を的確に把握し、オンライン照会を導入する金融機関及び行政機関の増加に向けて取り組んでいきます。
--	--

定性的な測定指標	
	[主要] 業1-2-2-2-B-1：照会等のオンライン化の状況
	(令和6事務年度目標) 金融機関への照会及び官公庁間の照会等についてオンライン化を推進します。
	(目標の設定の根拠) 官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を推進していくことが重要であることから、目標として設定しています。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金情報の照会や地方自治体に対して地方税の課税情報等の照会を行うことがあります。これらの業務について、これまでは書面や対面により行われてきましたが、照会・回答業務をオンライン化することにより書面による保存、押印、封入作業が不要となり、郵便事故がなくなるほか、回答が迅速になるなど、業務効率化につながるメリットがあります。このため、業務の効率化を図る観点から、金融機関への預貯金情報の照会のオンライン化を図るとともに、官公庁間の照会・回答業務のオンライン化の実現に向けた検討を実施しました。 預貯金情報については、民間事業者によるサービス等を活用し、上記A-1記載のとおり、金融機関との預貯金等の照会・回答業務のオンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図りました。オンライン化により、これまで1～2週間かかっていた回答情報の取得までに要した日数は、2.68日^(注)となりました。 (注) 令和6年4月利用開始から令和7年3月末までに行った照会に対して回答までに要した日数の平均値です。 (目標の達成度の判定理由) 金融機関との預貯金情報の照会・回答業務のオンライン化を推進し、官民の業務の効率化が促進されたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

業1-2-2-2に係る参考情報

参考指標 1：オンラインによる預貯金照会件数 (単位：千件)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
照会件数	282	2,636	5,880	8,439

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

参考指標 2：オンラインによる預貯金照会において回答までに要した日数 (平均)
(単位：日)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
平均日数	2.3	2.28	2.62	2.68

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

施策	業 1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化等
取組内容	課税・徴収をはじめとした税務執行の効率化・高度化を図るため、データを活用した取組を推進します。 具体的には、国税組織内・外における多様かつ膨大な情報の中から必要なデータを抽出・加工・分析等することにより、申告漏れリスクの高い納税者の特定や滞納者への効率的な接触を図ります。あわせて、データを活用した事務運営を実践するため、研修の実施による職員スキル向上に取り組みます。 また、国税組織内の共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の効果的な活用を推進することにより、調査・徴収事務の効率化・高度化及びテレワーク・サテライトオフィス勤務などの職員のワークライフバランスの向上に取り組むほか、税務調査の効率化を進める観点から、Web 会議システム等のオンラインツールを利用した調査を引き続き実施します。 税務大学校においては外部研究者と共同で、税務データを用いて、学術研究振興等を目的とした税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究を行います。 ○参考指標 1 「パイロット・プロジェクトの実施状況」 ○参考指標 2 「A I コールリストを活用した架電応答率」 ○参考指標 3 「データリテラシー研修の実施状況」 ○参考指標 4 「モバイル端末の配備累計台数」 ○参考指標 5 「税務大学校と外部研究者による共同研究の実施状況」
定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-2-3-B-1：データ活用による調査・徴収の効率化・高度化 (令和 6 事務年度目標) 課税においては、調査必要度が高い納税者に対して重点的に事務量を投下するため、国税組織内・外における多様かつ膨大なデータ及びA I を活用し、申告漏れリスクの高い者を的確かつ効率的に抽出するなど、調査の効率化・高度化に努めます。 徴収においては、過去の接触実績や納付状況等のデータ及びA I を活用して構築したモデルにより、滞納者ごとに最適なアプローチを予測し、効果的・効率的な滞納整理に努めます。 あわせて、統計学やA I を活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修を実施するほか、I C T に関する素養を備えた人材を採用するなど、人材の育成等に取り組みます。 (目標の設定の根拠) 課税・徴収の効率化・高度化のためには、データの活用が重要であることから、目標として設定しました。 ○[再掲]参考指標 1 「パイロット・プロジェクトの実施状況」 ○[再掲]参考指標 2 「A I コールリストを活用した架電応答率」 ○[再掲]参考指標 3 「データリテラシー研修の実施状況」	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 1 データ及びA I等の活用 課税においては、A I等も活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れリスクの高い納税者等の抽出を行うなど、課税の効率化・高度化に取り組みました。 徴収においては、滞納者ごとに最適なアプローチを予測するための高度なデータ分析に取り組み、構築した応答予測モデルによる予測結果を使用したコールリスト（A Iコールリスト）を活用し、滞納者へつながりやすい曜日・時間帯に架電することで、架電に対する応答の割合（架電応答率）を向上させ、事務の効率化を図りました。 2 人材の育成等 統計学やA Iを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修を着実に実施しました。 また、I C Tに関する素養を備えた人材の採用に向けて、令和5年度に国税専門官採用試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設し、令和7年4月には当該区分で44名を採用しました。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、申告漏れリスクの判定や滞納者の電話応答率の向上を目的としたデータ分析に取り組み、業務へ利用することで税務執行の効率化・高度化を図りました。また、データリテラシーのレベルに応じた研修を着実に実施したことに加え、国税専門官採用試験における「理工・デジタル系」の試験区分で令和7年4月には44名を採用したことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	業1-2-2-3-B-2：モバイル端末の活用の推進 (令和6事務年度目標) 令和7事務年度中に全職員が利用を開始するG S S（ガバメントソリューションサービス）（用語集参照）の導入を見据えて、共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の効果的な活用を推進することにより、効率的かつ高度な調査・徴収事務の実施や、テレワーク・サテライトオフィス勤務の推進、W e b会議の積極的活用などによる、働き方改革に取り組みます。 (目標の設定の根拠) セキュリティを確保しつつ、デジタル技術を活用した調査・徴収の効率化・高度化や、モバイル端末の効果的な活用による業務の効率化等に取り組むことが重要であることから、目標として設定しています。 ○[再掲]参考指標4「モバイル端末の配備累計台数」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 事務用モバイルパソコンを活用した効率化策を国税庁・国税局共有ポータルサイトで共有し、調査・徴収事務の効率化・高度化及びテレワーク勤務の推進、W e b会議の積極的活用などによる働き方改革に努めました。 なお、令和7事務年度中に、全職員に対し、庁舎外において共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるG S Sが配備される予定です。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、G S S導入を見据え、モバイル端末を積極的に活用した働き方改革に着実に取り組み、職員の意識が醸成されたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も効果的な活用の推進に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

業 1－2－2－3に係る参考情報

参考指標 1：パイロット・プロジェクトの実施状況

(単位：件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
テーマ件数	10	40	40	41	24
調査	6	30	30	28	17
徴収	1	4	6	4	2
その他	3	6	4	9	5

(出所) 長官官房データ活用推進室調

(注1) パイロット・プロジェクトとは、「高度なデータ分析」に関する取組を一層充実させるため、国税庁と各国税局において実施しているA Iを用いた先端的な取組等のことをいい、「テーマ件数」はパイロット・プロジェクトとして取り組んでいる件数です。

(注2) 令和3事務年度から、各国税局においても、パイロット・プロジェクトを実施しています。

(注3) 令和5事務年度までパイロット・プロジェクトの名称で実施していた取組を令和6事務年度からデータ分析プロジェクトの名称に変更して実施しています。

参考指標 2：A Iコールリストを活用した架電応答率

(単位：%)

事務年度	令和5年度	6年度
A I予測活用時	29.2	28.0
通常催告時	20.6	20.3

(出所) 徴収部徴収課調

(注) A Iコールリストとは、滞納者の情報(規模・業種等)や過去の架電履歴等を分析して構築した、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルによる予測結果を使用したコールリストのことをいいます。

参考指標 3：データリテラシー研修の実施状況

(単位：人)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
研修受講者数					
エキスパートレベル	38	40	40	40	40
アドバンスレベル	－	13	281	289	283
スタンダードレベル	－	－	－	8,846	4,542
ベーシックレベル	－	22,654	31,759	1,809	1,887

(出所) 長官官房企画課データ活用推進室調

(注1) 「データリテラシー研修」とは、統計学やA Iを活用したデータ分析の実践と業務への活用推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修をいいます。

(注2) データリテラシーのレベルは、4段階(エキスパート、アドバンスト、スタンダード及びベーシック)で設定しています。

(注3) スタンダードレベルの研修は、令和5事務年度に特定の職位に就いている職員を対象に実施し、令和6事務年度からは、新規で特定の職位に就く職員を対象に実施しています。

(注4) ベーシックレベルの研修は、令和3事務年度から4事務年度にかけて全職員を対象に実施し、令和5事務年度からは、新規採用者を対象に実施しています。

参考指標 4：モバイル端末の配備累計台数

(単位：台)

会計年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
配備台数	10,000	28,000	28,000	28,000

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

参考指標 5：税務大学校と外部研究者による共同研究の実施状況

税務大学校においては外部研究者と共同で、税務データを用いて、学術研究振興等を目的とした税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究を行っています。

なお、共同研究に係る採択研究及び成果物は、国税庁ホームページで公表しています。

(採択研究) <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kyodokenkyu/koubo/index.htm#kettei>

(成果物) <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kyodokenkyu/kohyo/index.htm>

評価結果の反映

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進)

令和8事務年度から、内部事務のセンター化が全署を対象に実施されることを踏まえ、引き続き、事務の正確性を確保しながら、業務センター室において実施する事務の簡素化・標準化といったBPR（業務改革）にも積極的に取り組み、事務の効率化を図っていきます。

(業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進)

預貯金等の照会・回答業務のオンライン化に対応する金融機関の拡大や税務調査に必要な資料のオンライン提出の普及を通じて、照会等のオンライン化の推進に努めます。

(業1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化)

国税組織内外における多様かつ膨大なデータを効果的に活用することにより、課税・徴収の効率化・高度化に取り組めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

- 電子化による業務の効率化がとても大事なことだと思う。
- デジタル化による業務の効率化、高度化を掲げているが、もう少し具体的に目指すべき方向性を明確にさせていただくと良いのではないかな。
- デジタル化によって、きめの細かい納税の捕捉ができるようになると思う。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに係る測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	行政事業レビューに係る予算事業ID
国税総合管理（KSK）システム （千円）	(注2) (46,274,358)	(注2) (47,765,175)	(注2) (72,269,937)	(注2) (50,923,796)	
国税電子申告・納税システム （千円）	(注2) (14,244,832)	(注2) (13,477,861)	(注2) (12,762,673)	(注2) (9,235,095)	
合 計（千円）	(注2) (60,519,190)	(注2) (61,243,036)	(注2) (85,032,610)	(注2) (60,158,891)	

(注1) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和3年度及び4年度予算は内閣官房及びデジタル庁、令和5年度予算はデジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

実績目標に係る 予算額等	区分		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	(注 2) (60, 003, 262)	(注 2) (60, 667, 308)	(注 2) (60, 158, 891)	(注 2) (57, 615, 720)
		補正予算	(注 2) (1, 239, 774)	(注 2) (24, 365, 302)	(注 2) (3, 388, 642)	(注 2) —
		繰越等	(注 2) (△1, 848, 608)	(注 2) (△23, 592, 279)	N. A.	
		合計	(注 2) (59, 394, 428)	(注 2) (61, 440, 331)	N. A.	
	執行額 (千円)		(注 2) (60, 159, 102)	(注 2) (63, 391, 463)	N. A.	

(注1) 令和6年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和4年度の予算は、内閣官房及びデジタル庁、令和5年度から7年度の予算はデジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(概要)

国税総合管理(K S K)システム及び国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)
-----------------------------------	-------------------------------------

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	(業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進) センター化の対象となる税務署を更に拡大しました。また、内部事務の簡素化・標準化といったB P R(業務改革)にも積極的に取り組みました。
	(業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進) 預貯金等の照会・回答業務のオンライン化に対応する金融機関の拡大や税務調査等で必要な資料のオンライン提出の普及を通じて、照会等のオンライン化の推進に努めました。
	(業1-2-2-3：データ活用による税務執行の効率化・高度化) モバイル端末のより効果的な活用の推進により、税務執行の効率化・高度化に取り組みました。

担当部局等	長官官房(総務課、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革推進室、データ活用推進室、参事官)、課税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)	実績評価実施時期	令和7年10月
-------	--	----------	---------